

鹿 児 島 県 公 報

平成19年11月26日（月）第2345号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

印 刷 出 納 局 管 理 調 達 課

定 価 送 料 共 1 箇 月 2,650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（森林整備課取扱） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（森林整備課取扱） 1
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（8件）（森林整備課取扱） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）（森林整備課取扱） 5

告 示

鹿児島県告示第1760号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
大口市針持字井手下4411番1
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び大口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
薩摩川内市入来町浦之名字字都木場8852番1、8852番10、8852番11、字愛宕嶽8956番1、東郷町斧洲字造鹿倉3591番1、3591番20

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1762号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字観音瀧3887番1、3887番3、3888番1、3888番4、字黒仁田山3992番1、3993番3、字小兎ヶ尾3975番4、3975番6、3975番7、字笹ノ段4613番、4618番1、4618番4、字杉ノ元4125番1、4125番4、4126番、4130番1、4131番から4133番まで、4135番、字高尾3994番1、3994番4、3997番1、3998番から4000番まで、字竹ノ元4061番1、4061番4、4061番8、4061番9、4067番1、4069番1、4087番1、4087番5（国有林）、4088番1、4089番1、4089番2、4089番5、字萆ノ段4001番1、4002番、4003番3、4020番1、4023番、4031番、4032番、4057番1、4058番1、4059番1、字福子田4394番1から4394番5まで、4395番1から4395番4まで、4396番1、4399番1、4399番4、字前ノ迫4264番1から4264番3まで、4270番2、4270番3、字前平4233番1から4233番5まで、4234番、4236番1から4236番4まで、4251番1、4251番2、4259番1、字牟禮ノ口4182番1、4182番7、4190番1から4190番4まで、4190番7、4190番8、字矢五ノ段4092番1、4103番1、4104番1、4110番1、4114番1、4116番1、4117番1、鶴田字大平6237番1、6250番2、6250番7から6250番11まで、字上高田6559番4、字戸野尾6059番1、6059番7、6059番8、6059番10、6059番11、6059番15から6059番17まで、6059番33、6059番37、6060番、6061番1、6061番2、6064番、6107番1から6107番5まで、6107番8から6107番11まで、字古屋敷6445番2、6459番、6489番、紫尾字町山2910番4、2910番5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1763号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

薩摩川内市青山町字園内5961番、小倉町字小山口5508番、5512番1、字下平田5446番、字八丸7090番1、勝目町字勝目迫6076番、上川内町字矢立5853番、楠元町字池平1504番2、字下江1340番1、1340番2、五代町字坂元720番1、字羽田1235番1、1235番2、1238番1、字山王前683番1、城上町字上坊578番2・616番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字小鶴4795番2、字鉢迫4971番1、4972番1、4973番、字宮前5947番1、5957番から5959番まで、字弓場迫845番、田海町字野中6950番3、高江町字諏訪山畔2216番1、2216番3、2216番11、2216番12、字豆漬場2255番3、2259番1、網津町字稲葉崎5127番5、字井上迫4337番2、字下原田口4110番、字峯戸松4354番1、字山下5717番2、5722番1、5723番1、天辰町字河原田2453番1（次の図に示す部分に限る。）、2453番67、永利町字置石5023番4（次の図に示す部分に限る。）、字東永崎1076番4、字向原1500番、1509番1、1529番、字山田山2262番1（次の図に示す部分に限る。）、中村町字穴ノ内7638番1から7638番7まで、字咽輪3371番2、3449番、字上原4726番1から4726番4まで、4726番6から4726番9まで、字上持791番2、字空越3039番1、字櫛田迫5909番1、5909番3、5913番、5915番2、字小蔵ヶ迫3648番1、3648番2、字坂本4140番、字桜木3304番、3305番1、3315番、3316番、3338番（次の図に示す部分に限る。）、字笹峯878番、字獅子7973番1、字大丸4124番1、4124番3、4129番2、字寺ノ上6023番、字平下3347番6、3359番2、字平原3889番2、3889番5、字水上2882番1、2889番1から2889番3まで、字牟田3513番1、字山仁田2935番1、2935番2、2957番1、2957番2、2959番、2961番1、西方町字

勝岡3821番1、3858番、3858番1、3861番、3864番、3868番1、字坂ノ上162番、163番、164番、字中園926番1、926番2、久住町字池田357番2、字井場迫728番1、字古川189番3、258番1、水引町字井手平7454番、7457番、字浅敷尾3580番、港町字潟3673番、字長辺62番2、67番1、69番、都町字南6476番、字都原6494番1、6497番、6498番1、6498番2、6505番、6507番1、6507番2、6527番3、6527番4、6543番2、6544番2、6545番1、6545番2、字山口6621番1、6642番1、百次町字塩井1477番1、字寺田1620番、1621番、湯島町字小月屋3663番7、3726番1、3727番4、字萩平4254番1（次の図に示す部分に限る。）、4256番1、字柳丸4001番2、字湯浦4213番から4215番まで、湯田町字井手段6019番、6020番1、字砂嶽1112番1・1112番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1128番1、1128番2、1135番1、1135番2、1136番、1137番2、字諏訪尾5536番1、5578番、字塘外1141番1、1141番2、1142番、1143番、1144番、1147番、字湯大丸6780番1、6794番3、字養子ヶ平1258番、1272番、1273番、1280番、字留守ヶ平1234番、1235番、1236番、1244番、1248番、1249番2から1249番4まで、陽成町字猿ヶ谷8212番、字猪子迫7258番、寄田町字鬼石1299番1、字中平1308番3、1308番6

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1764号

平成19年4月17日農林水産省告示第518号（以下「告示第518号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
愛甲晃	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番11	告示第518号の変更後の指定施業要件のとお
愛甲一義	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番9	
宇都要	薩摩川内市城上町字鹿倉7901番	
宇都裕之	薩摩川内市城上町字鹿倉7899番	
桐原高則	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番19、字道平7919番、7920番1	

桐原正紀	薩摩川内市城上町字鹿倉7889番 1
久木野喜兵衛，戸川泰次，枇杷市助，枇杷吉右衛門，枇杷傳右エ門	薩摩川内市城上町字鹿倉7895番 2
小島兼一	薩摩川内市城上町字鹿倉7892番 3
下園五市	薩摩川内市城上町字谷ノ元7787番 3， 7787番 8， 7787番 9
白男川道治	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番 7
戸川壽吉	薩摩川内市城上町字鹿倉7894番 1
戸島立雄	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番 4
橋元休	薩摩川内市城上町字前之段7852番
橋元勇助，枇杷長市	薩摩川内市城上町字前之段7843番 3， 7843番 6， 7843番 7
廣瀬和明	薩摩川内市城上町字鹿倉7904番 1， 字道平7935番
廣瀬三郎	薩摩川内市城上町字道平7935番
廣瀬三二	薩摩川内市城上町字鹿倉7870番 3
廣瀬輝三	薩摩川内市城上町字前之段7858番 1， 字道平7935番
廣瀬一人	薩摩川内市城上町字鹿倉7891番18， 7895番 1， 7897番， 7912番 3， 字道平7936番 6
廣瀬芳雄	薩摩川内市城上町字鹿倉7889番 2
廣瀬四郎次	薩摩川内市城上町字鹿倉7876番 2

鹿児島県告示第1765号

平成19年5月1日農林水産省告示第576号（以下「告示第576号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第

249号）第189条の規定により，その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
内野豊次	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番 9， 2210番 5	告示第576号の変更後の指定施業要件のとお り
小田原邦助，翰脇勇五郎，永里彦市	薩摩川内市東郷町山田字大谷2210番 5	
小田原高男	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番 9， 2210番 1， 2210番10	
小田原輝一，田代義雄，津田行雄，永里久也，永里岑生	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番 9	
小田原輝二	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番 8	
久保初男	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番10， 2200番12	
小林次男	薩摩川内市東郷町山田字大谷2200番 6， 2200番 9	

鹿児島県告示第1766号

平成19年5月1日農林水産省告示第577号（以下「告示第577号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第

249号）第189条の規定により，その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

249号) 第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小田親志、島田政志、田島幸二、中馬武夫、土生義盛、土生徹、鳥里耕、原田茂子、山門クワ、山ノ内昌博、山ノ内幸子	薩摩川内市東郷町鳥丸字黒仁田1008番7、1008番8、1008番14、1008番15、字櫓木之段1030番1、1030番3、1030番4、字江永濱1051番6から1051番14まで、1051番18から1051番21まで、字竹下1054番1、1054番5、1054番6	告示第577号の変更後の指定施業要件のとお

鹿児島県告示第1767号

平成19年5月1日農林水産省告示第578号（以下「告示第578号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小田親志、島田政志、田島幸二、中馬武夫、土生義盛、土生徹、鳥里耕、原田茂子、古川俊雄、山門クワ、山ノ内昌博、山ノ内幸子、渡邊幸義	薩摩川内市東郷町鳥丸字多良浦1113番3、1113番4	告示第578号の変更後の指定施業要件のとお
酒井再代子、向園信博、村松義広	薩摩川内市東郷町斧洲字大迫3842番3、3842番25、3842番30、3842番31、3843番、3843番1、3843番2、3843番3、3843番4、3843番5	

鹿児島県告示第1768号

平成19年5月2日農林水産省告示第587号（以下「告示第587号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
四元定	薩摩川内市永利町字神田5096番	告示第587号の変更後の指定施業要件のとお
萩大輔	薩摩川内市樋脇町市比野字湯之牟礼9979番1	

鹿児島県告示第1769号

平成19年5月2日農林水産省告示第588号（以下「告示第588号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
前島市雄	薩摩川内市樋脇町市比野字新ヶ倉3254番7	告示第588号の変更後の指定施業要件のとお
田代勲	薩摩川内市樋脇町市比野字新ヶ倉3241番37	
田代敏男	薩摩川内市樋脇町市比野字新ヶ倉3254番8	
古川四男	薩摩川内市樋脇町市比野字野平7212番1、7212番2	

鹿児島県告示第1770号

平成19年5月2日農林水産省告示第589号（以下「告示第589号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知

の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
池田純明	薩摩川内市祁答院町下手字池田5173番12	告示第589号の変更後の指定施業要件のとおり
内野光雄, 小田原高男, 小田原輝二, 小林勝, 津田光行, 永里ノサエ	薩摩川内市東郷町山田字松下2236番10	
轟木茂之	薩摩川内市祁答院町下手字池田5173番17	

鹿児島県告示第1771号

平成19年9月21日鹿児島県告示第1433号（以下「告示第1433号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 所在が不明な者の氏名

立島一二

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

薩摩川内市港町字京泊6131番3

(2) 変更後の指定施業要件

告示第1433号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1772号

平成19年6月1日鹿児島県告示第926号（以下「告示第926号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所及びさつま町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
朝野義道, 池田愛明, 前田助次郎, 四元辰雄	薩摩川内市永利町字山中平5148番1, 5148番2, 字山中5175番1	告示第926号の変更後の指定施業要件のとおり
井上清則, 慶田景憲	薩摩川内市永利町字山中平5148番1, 5148番2	
井上ツルエ, 倉本フヂ, 鹿子木吉夫, 寺田近成, 福永光俊, 四元影道, 四元悟	薩摩川内市永利町字山中平5149番, 字山中5151番1, 5163番10, 5164番1	
井上二正, 相良正直	薩摩川内市永利町字山中平5148番1, 5148番2, 5149番, 字山中5151番1, 5163番10, 5164番1	
井上マツエ	薩摩川内市永利町字山中平5148番1, 5148番2, 5149番, 字山中5151番1, 5163番10, 5164番1, 5175番1	
海野正乗	薩摩川内市祁答院町下手字天理1848番14	
児玉純義, 宮田稲穂	薩摩川内市永利町字山中5175番1	
山田利秋	薩摩郡さつま町神子字小平谷3924番4	

鹿児島県告示第1773号

平成19年9月18日鹿児島県告示第1422号（以下「告示第1422号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第

249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成19年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名及び名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
秋嶺武春	薩摩川内市樋脇町塔之原字久見迫4415番1	告示第1422号の変更後の指定施業要件のとおり
有川早次郎, 井上重光, 堅山助之進, 上永田正一郎, 上永田長左衛門, 木場イロ, 迫田代助, 迫田用右衛門, 下永田用右衛門,	薩摩川内市樋脇町塔之原字上ノ迫13164番8	

中永田清八，中永田善次郎，鶴田源十，鶴田繁，鶴田竹二，鶴田良衛，元山榮之助		
石脇傳助，石脇三国，砂田次郎，砂田スエ，瀬戸口仁太郎，瀬戸口傳次，武田敏市，武田敏助，武田與藤次，武田シナ，武田福右衛門，田中伊太郎，田中喜左衛門，正込ミ子，宮内浅右衛門，宮内稻右衛門，宮内常次郎，宮内早助，宮内時盛，宮内満右衛門，宮内紋右衛門，宮内林太郎，山下一志，山下源四郎，山下新次郎，山下善助，山下仲次郎，山下清次郎，山下善兵衛	薩摩川内市樋脇町市比野字椿下1648番3	
保証責任入来町購買販売利用組合	薩摩川内市樋脇町塔之原字惣陣13650番1	
大坪次助，木原栄吉，木原正行，桐野森吉，園田助徳，園田泰蔵，園田武盛，園田盛重，中島末吉，中島トメ，中島藤之丞，中島藤之助，中野圭次，中野正直，中野正光，中野松之進，平山勝衛，吉岡清孝	薩摩川内市樋脇町塔之原字祢地原5488番7	
川添棟輔	薩摩川内市樋脇町塔之原字寺堀5470番1	
桐野次江	薩摩川内市樋脇町塔之原字寺堀5471番2	
さつま川内農業協同組合	薩摩川内市樋脇町塔之原字上原元12817番22，12817番23	
瀬戸東次右衛門，瀬戸東用助	薩摩川内市樋脇町塔之原字寺堀5477番1	
園田傳次	薩摩川内市樋脇町塔之原字祢地原5488番2，5488番10	
田代森吉	薩摩川内市樋脇町市比野字札建8194番3	
谷口孫右エ門	薩摩川内市樋脇町市比野字鬼瀬戸8866番2	
平山信夫	薩摩川内市樋脇町塔之原字寺堀5473番1	
山路義信	薩摩川内市樋脇町塔之原字上ノ迫13164番8，13164番9，13164番12	
山路祐嗣	薩摩川内市樋脇町塔之原字寺堀5456番1	
鹿児島県告示第1774号 平成19年9月21日鹿児島県告示第1435号（以下「告示第1435号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第 249号）第189条の規定により，その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。 平成19年11月26日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎		
所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
矢野静夫	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番30	告示第1435号の変更後の指定施業要件のとおり
矢野辰三，上園秀士，尾口仁志，久保貞右衛門，久留須進，小鷹義雄，後藤政光，津田芳夫，手島強	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3224番8，3224番9	
矢野哲男	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番21	
書川栄熊，上口進，久保陸徳，久保義章，田代政夫，山下ツヤ	薩摩川内市東郷町藤川字藤之元2607番15，2607番17から2607番19まで，2607番21，2607番25，2607番33，2607番34	

中山二男	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番43	
中山新一	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番45	
中山則夫	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番29	
中山美好	薩摩川内市東郷町藤川字楠迫3172番27, 3172番37, 3172番54	